

会員メーリングリスト利用内規

(目的)

第1条 本内規は、日本診療情報管理士会（以下、本会）会員を対象としたメーリングリスト（以下、会員 ML）を利用する会員に対し、その利用目的に沿った利用の推進を図るために、利用に当たって遵守すべき事項を示すことを目的とする。

(利用目的)

第2条 会員 ML を利用できるものは、本会正会員または賛助会員を原則とし、会員間における診療情報に関する円滑な情報交換の促進、会員同士の交流の促進を図ることを目的とする。会員 ML を利用する者はこれを営利目的で利用してはならない。

(運営)

第3条 会員 ML は、会長の監督責任の下、本会総務委員会が運営管理を行う。

(登録資格)

第4条 会員 ML に登録できる者は、本会正会員または賛助会員で電子メールアドレスを有する者とする。また、メールアドレスの登録は一会員につき1つを限度とする。

(投稿条件)

第5条 利用者が 会員 ML に投稿することができるのは、次項および次の各号に掲げる条件を満たす場合に限る。

- (1) 投稿にあたっては、本名・所属を明記すること
- (2) 投稿の内容について一切の責任をもつこと

(禁止事項)

第6条 会員 ML の利用に当たっては、以下に該当する内容を投稿してはならない。

- (1) ML の利用により得られる情報は著作権を遵守し、本会および当人の承諾なしに、自らの利用以外の目的で複製し、その他これを出版、放送する等、その方法を問わず他の利用に供すること
- (2) 個人を特定できるような疾患や事例に関する相談を掲載すること
- (3) 以下に示す不適当な利用方法
 - ①本会の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるもの
 - ②公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用
 - ③犯罪的行為に結びつくおそれのあるもの
 - ④個人および組織等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
 - ⑤個人および組織等の権利利益を侵害する行為
 - ⑥個人および組織等を誹謗中傷するおそれのあるもの
 - ⑦特定の政治活動および宗教活動を支援または妨害するもの
 - ⑧本会 ML およびこれに接続する他のネットワークの正常な維持および運用を妨げるもの
 - ⑨営利を目的とするもの
 - ⑩その他 本会 ML の利用目的から逸脱するもの

(禁止事項に対する指導)

第7条 総務委員会は、前条の規定に反する投稿があったと判断する場合、投稿者に同条を遵守するよう指導を行うことができる。

(登録資格の抹消)

第8条 第6条の規定に違反する投稿を繰り返し行うなど 本会 ML の適正な運営に支障を与えていると総務委員会が判断する場合、会長の承認を得て総務委員会は、当該会員の会員 ML の利用を禁止することができる。

(免責事項)

第9条 会員 ML に投稿されたメッセージの内容については、投稿者がすべての責任を負い、本会としては責任を負わない。また、配信された内容の信頼性に関しては受信者が責任をもって判断しなければならない。会員 ML 利用による利用者の損害を本会は一切責任を負わない。

(メール転送・二次利用等の禁止)

第10条 会員 ML に登録していないアドレスへのメール転送、二次利用等を禁止する。

(登録アドレスの変更申請・配信不能アドレスの対応)

第11条 本会 ML の利用者は、配信先アドレスの変更があった場合はすみやかに ①氏名、②施設名、③会員番号、④旧アドレスおよび新アドレスを本会事務局にメールで連絡すること。また、管理者に配信不能の通知メールが届いた場合は、利用者に予告なしに当該メールアドレスの登録を削除する事ができる。

(運営の中断)

第12条 本会は、運営を妨害する行為を受けた場合、会員 ML の運営を一時中断することができる。また、メンテナンスによるサーバー停止等、運営上やむを得ない場合は 会員 ML の運営を一時中断することができる。

(内規の変更)

第13条 総務委員会は、本内規の改定の必要を生じた場合には、利用者に通知の上、内規を変更することができる。変更内容は本会理事会の承認を受け、適宜本会ホームページに最新の内規を掲載するものとする。

(その他)

第14条 利用者は、本内規を十分に理解・遵守し、会員 ML を利用しなければならない。

附 則 この内規は、平成 25 年年 7 月 13 日より適用する。

2 この内規は、平成 29 年 3 月 24 日より施行する。